

**青森県次期税務電算システム導入等業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本要領は、青森県次期税務電算システム導入等業務に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

**2 内容**

(1) 件名

青森県次期税務電算システム導入等業務

(2) 業務内容

「青森県次期税務電算システム導入等業務調達仕様書」のとおり。

なお、仕様書は最優秀提案者の企画提案書等を反映した内容に変更する場合がある。

(3) 履行期限（令和6年度）

令和7年3月31日（月）

**3 提案の上限金額**

630,896千円（消費税及び地方消費税を含む。）

企画提案書等の作成に当たっては、上記の上限金額以下の価格で提案すること。

（青森県次期税務電算システム導入等業務の期間は、全体で令和6年10月～令和8年9月を予定しており、年度ごとに契約手続を行う。参考として、令和6年度から令和8年度の見積上限金額（予定）は下記のとおり（消費税及び地方消費税を含む。））

2024（令和6）年度：157,724千円

2025（令和7）年度：315,448千円

2026（令和8）年度：157,724千円

3年度計：630,896千円

※ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において、当該契約を解除することがある。

また、導入作業完了後の運用保守作業も本調達の内容に含めているが、運用保守作業に係る契約については、令和8年度以降、別途契約手続を行う。

**4 参加資格要件**

(1) 単独で参加する者は、次のアからウまでの全てを満たす者であること。また、共同体で参加する者は、代表構成員が次のアからウまでの全てを満たす者とし、全構成員が次のア及びイを満たす者であること。

ア 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

ウ 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定又は

令和6年2月13日青森県告示第86号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてAの等級に格付けされた者で、システム開発、システム維持管理及び業務委託の営業種目を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

## 5 担当部局

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1-1

青森県財務部税務課(以下「税務課」という。)

税務電算グループ

電話 017-734-9067(直通)

FAX 017-734-8008

E-mail zeimu@pref.aomori.lg.jp

## 6 公告

本プロポーザルの実施については、青森県ホームページへの掲載により公告する。

## 7 参加申請方法

(1) 本プロポーザルの参加を表明する者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 参加表明書(別紙様式1)

イ 申請者概要書(別紙様式2)

ウ 誓約書(別紙様式3-1及び3-2。共同体は、代表構成員及び全構成員の誓約書を提出すること。)

(2) 提出期限

令和6年6月18日(火)午後5時

(3) 提出先

5に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)で提出することとし、郵送の場合は、提出期限日必着とする。

## 8 参加資格審査

令和6年6月25日(火)までに、参加表明書に記載された担当者の電子メールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する(別途、書面による通知も行う。)。併せて、参加資格を満たす者に対しては、企画提案書等の提出及び審査会への参加を要請する。

## 9 本プロポーザルの実施に関する質問

(1) 本プロポーザルの実施に関する質問は、質問書(別紙様式4)により、税務課へ電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和6年6月18日(火)午後5時

(3) 回答

令和6年7月2日(火)までに、企画提案書等の提出を要請した者(以下「提案者」という。)全員に対して、参加表明書に記載された担当者の電子メールアドレス宛に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対して回答する。

## 10 企画提案書等の提出

提案者は、「青森県次期税務電算システム導入等業務企画提案書等作成要領」に従って提出書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 送り状

イ 企画提案書等 紙媒体 8部(正本1部、副本7部)  
電磁的記録媒体 1式

(2) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後5時

(3) 提出先

5に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)で提出することとし、郵送の場合は、提出期限日必着とする。

(5) その他

辞退する場合には、辞退届(別紙様式5)を提出すること。

## 11 審査委員会

企画提案書等の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県次期税務電算システム導入等業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置する。

## 12 企画提案の審査

### (1) 審査会

ア 提出された企画提案書等に基づく、プレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

イ 評価項目及び評価基準は、「青森県次期税務電算システム導入等業務公募型プロポーザル評価項目及び評価基準表」に定める。

ウ 審査の結果、評価点の総得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。

エ 複数の提案者の評価点が最高総得点で並んだ場合、優先評価区分の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。

オ 提案者が1者の場合においても、審査会を実施し、業務を適切に実施できると判断した場合は当該提案者を契約候補者とする。

### (2) 結果通知

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

## 13 理由の説明

(1) 審査の結果、特定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、理由（評価点数）を求めることができるものとする。

(2) 理由の説明は、書面が到達した日から起算して7日以内に行うものとする。

## 14 契約

(1) 本プロポーザルにおいて最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が調った場合に契約を締結する。

(2) (1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が調った場合に契約を締結する。

(3) 契約を締結する際、提案者が税務課との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

## 15 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき

(3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき

(4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき

(5) 見積書に記載する金額が「提案の上限金額」を超えた提案（追加提案分を除く）であるとき

- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

## 16 その他留意事項

- (1) 共同体の構成員が、別の共同体の構成員又は単独参加者になることはできないものとする。
- (2) 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 企画提案書等は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

## 17 スケジュール

別紙「青森県次期税務電算システム導入等業務公募型プロポーザル実施スケジュール」のとおり

## 18 Summary for the notice of proposal

1. Subject matter of the contract:  
Introduction of the Next Tax Computer System of Aomori Prefecture
2. Time limit for the submission of participation statement:  
5:00p.m., June 18, 2024
3. Time limit for the submission of proposals:  
5:00p.m., July 16, 2024
4. Contact point for the notice:  
Revenue Division, Department of Finance  
1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570  
TEL: 017-734-9067  
FAX: 017-734-8008  
E-mail: zeimu@pref.aomori.lg.jp